

スーパー・シニア競技規程

(目的)

第1条 この規程は、規約第5条第2号、第3号及び第5号並びに第37条第1項第5号に基づき、ボールルームダンス競技のもののうちスーパー・シニアのボールルームダンス競技に関し、必要な事項を定める。

(公認競技会)

第2条 本総局内で開催する公認のスーパー・シニア競技会は、次のとおりとする。

- (1) 本総局主催の選手権 中部日本スーパー・シニア・ダンス選手権
- (2) 本総局公認の競技会 中部日本スーパー・シニア級別ダンス競技会

2 前項の選手権及び級別競技会は、それぞれにおいてスタンダード及びラテンアメリカンに分ける。

(公認申請)

第3条 前条第1項第1号の選手権を主管しこれを開催する支局は、開催前年度の9月末までに本総局運営委員会競技運営委員会に開催申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前条第1項第2号の競技会を主催する支局は、開催前年度の9月末までに本総局運営委員会競技運営委員会に競技会公認申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 第1項及び第2項の公認料は、競技規程第3条第2項と同額とする。

4 前条の競技会は、競技規程第2条の競技会と併催できるものとし、公認料等は重複しないものとする。

(地域制限)

第4条 競技会の地域制限は、競技規程第6条によるものとする。

(競技内容)

第5条 スーパー・シニアの選手権及び級別競技会の競技内容は、次のとおりとする。

競技会名称	競技内容
スーパー・シニア選手権	スタンダード、ラテンアメリカン共に2種目総合 又はそれ以上の種目の総合

A 級競技会	スタンダード、ラテンアメリカン共に2種目総合 又は単科
B 級競技会 C 級競技会 D 級競技会	スタンダード、ラテンアメリカン共に単科
ノービス級競技会	スタンダード ワルツ又はタンゴ ラテンアメリカン ルンバ又はチャチャチャ

(出場資格)

第6条 スーパー・シニアの選手権及び級別競技会の出場資格は、次のとおりとする。

競技会名称	出 場 資 格
スーパー・シニア選手権	C級以上の登録選手
A 級競技会	A、B級の登録選手
B 級競技会	B、C級の登録選手
C 級競技会	C、D級の登録選手
D 級競技会	D級登録選手のみ
ノービス級競技会	ノービス級登録選手及び未登録選手

2 混合級で行うときは、上位級の出場資格とする。

但し、ノービス級登録選手は、CD級に出場することが出来る。

(審査員の構成)

第7条 審査員の構成は、競技規程第9条によるものとする。

(採点管理)

第8条 採点管理は、競技規程第10条によるものとする。

(出場申込)

第9条 スーパー・シニア競技会の出場申込は、出場料を添えて支局又は本連盟運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係を通じて、主管又は主催支局に出場申込をしなければならない。

2 競技会の出場料は、次のとおりとする。

- (1) 選手権 6,000円
- (2) 級別競技会(D級以上) 5,000円(1セッション)
- (3) ノービス級競技会(登録組) 5,000円(1セッション)
〃 (未登録組) 6,000円(1セッション)

3 欠場又は出場取消をする選手は、欠場届又は出場取消届を主管又は主催支局に提出しなければならない。

(フィガー制限)

第10条 スーパー・シニア・ノービス級のフィガー制限は、次のとおりとし、D級以上は自由とする。

級	フィガー制限
ノービス級スタンダード	JBDF「ボールルームテクニック」の全内容
ノービス級ラテンアメリカン	JBDFラテンアメリカンテキストの全内容

(服装)

第11条 スーパー・シニア・ノービス級以外のスタンダードの服装は、礼服を着用し、ラテンアメリカンは自由とする。

- 2 スーパー・シニア・ノービス級スタンダードの服装は、男女共に平服とする。
- 3 スーパー・シニア・ノービス級ラテンアメリカンの男子の服装は、平服又はベスト・ネクタイを着用し、女子は平服とする。

(背番号)

第12条 主催者から配付された背番号の台紙の大きさ、表示方法等を加工して使用することは、禁止する。

2 出場選手が前項の規定に違反したと認められるときは、審査員長の決定により、これを失格とさせることができる。

(表彰)

第13条 競技会を主管又は主催する支局は、下記の出場選手に対して賞状を交付しなければならない。

- (1) 選手権 決勝及び準決勝出場選手
- (2) 級別競技会 決勝出場選手

(補則)

第14条 この規程に定めることのほか、スーパー・シニアのボールルームダンス競技に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成25年11月14日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月17日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月13日からこれを施行する。